

# 松井芳郎教授 オーラルヒストリー

聞き手：薬師寺公夫(立命館アジア太平洋大学  
アジア太平洋学部教授)

徳川信治(法学部教授)

西村智朗(国際関係学部教授)

薬師寺 本日は、松井先生の国際法のご研究を中心に、国際法の教育、国際法学会についても、若い学生たちへのメッセージということであるお伺いしたいと思います。松井先生といえはなんと言っても人民の自決権の研究では日本の第一人者であるとともに、世界にも誇れる研究をされています。先生の業績は、これからの議論で順次ふれるように、安全保障、人権問題特に発展の権利を含む新しい人権、日本の国際関係の分析も含めた経済法、国家責任と実に幅広い領域にわたり、これらを総合すれば現代国際法の構造を全体として分析されている点に特徴があると思います。そういう点を我々としては次の世代にも伝えたいと考えています。今年、『書斎の窓』(No. 596)で書かれた随筆の中でも、次世代の国際法研究者に対して、国際法が純粋な理論のようにみえていても、歴史的背景とその中で意味をもつことを指摘されました。国際法の視点から大東亜共栄圏問題を取り上げた学会報告でも「国際法学者の責任」にふれられています。先生は京都大学法学部に入られたのが1959年ですね。ちょうど60年安保の前年ですね。院に進まれたのが、63年、さらに博士課程進学が65年日韓条約の年という戦後の激動の時期ですが、まず先生に国際法に取り組むきっかけについて聞いてみたいと思います。

松井 大学に入った頃から安保闘争が活発になり、2回生になってからは半分も講義に出ていないと思いますが、今から思い出しても教師の反応が面白かったですね。数学で、後に高名になった森毅先生、先だって亡

くなりましたが、あの先生が自治会のボックスに来られて「僕は君たちのストライキを全面的に支持する。だけど×曜日だけはやめてくれ」と。×曜日は森先生の講義日だったわけです。それから学生運動が大嫌いな化学の先生がいて、その先生はストライキがある日に小テストをする。私はその講義はまじめに受けたのだけれどもストの日の小テストを受けていなかったで、その科目は良かったか可だったか、合格はしたんだけど、点が悪かった。また、感動という大げさですが、林良一先生に民法総則を教わりましたが、最後の講義の時に、「僕の授業もたくさん抜けたけれども、皆さんは僕の講義から学ぶよりも、もっと多くのことを学ばれたに違いない」と。全く解釈論だけやっているように見える先生でしたけど、そういうことをおっしゃったので、その時、感激して聴いた記憶があります。

そういうことで、社会に対する目は中学、高校でもなかったわけではないですが、安保闘争の中で本格的に身につけたというところはあると思います。ただそれが直接、国際法に結びついたかという点、必ずしもそうではない。もちろん安保条約は国際法の問題でもあるわけだし、田畑先生、祖川先生、石本先生など国際法学者が多くの論文を書いておられますから勉強はしたんですけど、そこから直接国際法の問題に関心を持ったというよりは、もう少し遠回りして、法律の問題もその周辺にある社会問題とのつながりで考えないといけないという問題意識を持つようになったということが、安保問題のぼくへの影響の中身だったかと思えます。

ではなぜ具体的に国際法かという点、田畑先生は親父の古くからの友人で、親父からお名前を聞いていたし何度かお目にかかったこともあった。つまり、田畑先生を存じあげていたということが一つですね。それからもう一つ、これは安保の影響でしょうが、国際関係にはもともと関心を持っていたのですが、この分野ではもう一人、立川文彦先生という外交史の先生がおられた。ところが、その先生が留学中でご不在だった

ということもあって、国際法の田畑ゼミを選んだわけです。そういう事情もあってこの年度の田畑ゼミは非常にたくさん的人数で、ワイワイガヤガヤしたゼミでした。その中で今でも時々、一緒に仕事をしたり議論する何人かの仲間がいて、そういった連中と一緒にあって議論しているうちに、本格的に国際法をやってみようという気になったと思います。人権をやっている龍谷にいた金東勲さん、愛知学院の法科大学院で苦勞している芹田健太郎さん、国際政治にいきました進藤栄一さんが同期です。大学院に進むと、2年上に藤田久一先生が、1年下に中村道さんがいました。一緒に勉強する仲間に恵まれたということで、ほとんど思い悩んだり、考えたりすることなく研究者の道を選んだと思います。親父は司法試験を受けさせたいと思っていたらしいのですが、そういうことは考えずに、勉強しようと大学院に進みました。

大学院に入ってからテーマの設定ですが、安保闘争とかやっている当時の若者の関心を持つ問題は大体決まっていて、田畑先生に相談に行く時に「自決権か、核軍縮の問題をやりたいけれども」と相談したと思います。「自決権、君、それは法律学の問題じゃないよ」と、田畑先生でも当時はそうおっしゃいました。「核軍縮」というと「君、あれは物理学のことがわかってないとできない。君、知っているか?」「知りません。」天然資源に対する永久的主権の総会決議が62年に採択されたところだったので、「これは、どうだ」と勧めていただいたのです。それで飛びつきました。後から思うと、いいテーマだと思います。議論が始まったばかりですから、そんなにたくさん読まなければならない論文があるわけではない。国連の資料は手に入りますから、それを読んで、3つ、4つの論文を読んで修士論文を書いた。それと広がりですね。この問題は経済にも広がれば、主権や自決権の問題にもつながるということで、その後の勉強の広がりを可能にしたということでも、大変いいテーマを田畑先生に与えていただいたと思います。

薬師寺 私は先生が名古屋大学におられた頃、名古屋大学の大学院を受験

した時に天然資源に対する永久的主権に関する論文を初めて読ませていただいたのですが、国連の第一次資料を網羅的にフォローされてこの新しい概念の意義を鋭く分析された論文を読んで、研究者はすごいと圧倒されたことを今でも覚えています。先生はその後自決権を一貫して研究され、自決権研究がライフワークの中の1つの大きな柱になりますよね。

松井 希望としては時間があれば自決権を本にまとめたと思っていますが、どうなるか。まずは天然資源に対する永久的主権で自決権論の端っこをつかんだんですが、就職した頃からベトナム反戦運動が広がるといふことで、いろんな形でベトナム戦争の論文を書きました。「ベトナムにおける『分裂』国家の国際法学上の諸問題」という論文は、国際法学会での報告をまとめたものだったと思います。この時にアメリカの学界でもいろいろと議論があって、それを手がかりに勉強したんですが、自決権の視角から見た議論がほとんどなかった、少なくともこの段階ではなかった。そこで、自決権論があるんじゃないかと考えたのが、自決権研究の第二の出発です。自分の論文リストを見ると、純理論的な関心で書いた論文は、あまりない。国家責任論は、そういうところがありますが。最近の若い人は大変理論的な問題に関心がある。いいテーマ設定をしている人は多いと思いますが、つい現実世界から離れる可能性がある。僕の場合は日本であれ、世界であれ、大きな事件が起きて、これを国際法的にどう考えたらいいかという、現実の次元から問題意識を掘り出してくる勉強の仕方が、今にして思うと、多かったように思います。自決権も、最初の手掛かりは永久的主権ですが、直接のきっかけになったのはベトナムを勉強したことだったと思いますね。

その後、1966年には共通第1条に自決権規定を持つ国際人権規約が、70年には「友好関係原則宣言」が採択されるとか、自決権をめぐる動きも、かなり進む状況でしたので、折に触れてそういうものを手掛かりにしながら考えてきました。自決権自体でまとまって書いたのは、当時、法律文化社から人権シリーズが出ていて、そのうちの一冊で岡倉古志郎

先生と長谷川正安先生の編集で『民族の基本的権利』が出る。小さい本ですが、その中で自決権のことを書けといわれまして、それで書いたのが現実と離れて、もう少し理論的に考えてみようという出発点になったと思います。ただし、その時は本格的な仕事を後からやろうと思って、手掛かりだけを埋め込んでおいたんですが、なかなかそれに本格的に取り組む機会がなくて、とびとびに少しずつ取り上げて論文は書いてきたんですが、完全にまとめることはできませんでした。ところがその前に、前世紀の終わり頃から、この問題が大きく動き出していて、最後のまとめになるかなという思いで書いたのが、石本先生の記念論集に書いた論文です。その間の動きも埋めながら、できれば、本にしなければならないと思うのですが、なかなかうまくいきません。埋めなければならない穴が、かなり多い。

薬師寺 主要な部分は大体網羅されているのではないのでしょうか、全部。国連の「独立付与宣言」が。

松井 「独立付与宣言」は、あまり本格的にやっていません。友好関係原則宣言と国際人権規約はかなりやりましたが、独立付与宣言は十分できてないのが穴なんです。

薬師寺 人民の自決権について総まとめを展望しつつですが、今、自決権の基盤が揺らいでいるというか、自決権の使命が変わってきたのかどうかという点について言及いただけるとありがたいのですが。特にソ連、東欧の体制が崩れて、それ以降、アフリカでも人権に関して否定的な現象が起きる中で、自決権を批判する考え方が一時期、出てきましたね。60年代に、自決権は極めて大きな働きをしたと思いますが、その自決権の担い手は当時アジア、アフリカで、「友好関係原則宣言」で深められていくんですが、次にこの問題が出てくるのは東欧ですよ。自決権としては普遍性をもったことになるのかもしれませんが、自決権と人権あるいは自決権と主権という問題があらためて問われることになった。かつては自決権について実践的にも理論的にも多くの問題が取り上げられ、

たくさんの本も書かれた。その点から比べると、今は自決権論が下火というか、自決権というものが今後国際社会でどういう意味をもつのか。最近では先住民の自決権という議論もありますから、そういう面で、ずっと研究を続けてこられた先生が、今どういうふうに自決権をお考えなのかをお聞かせいただければと思います。

松井 まとまってあるわけではありませんか、おぼろげな問題意識として、ないわけではないのです。この前の「国際環境法」の講義の後で、学生が国際環境法とは関係ない質問にきまして、「内的自決権について、3回生のレポートを書きたい。手掛かりはないか。」「そうですね」といって「今では議論はちょっと古くなったけど、ケベック州の分離についてカナダの最高裁の諮問意見があります。コソボ問題にも通じるけれど、内的自決権が否定されている、つまり人民を代表するような政府がなければ、外的自決権が認められるという議論があり、理論的には筋が通っているし、人権論を考えても支持できる議論だと思うけど、これを国が承認するかどうかは大変難しいと思うので、そのへんを考えてみてちょうだい」と答えました。今でも、そういう関心をもってくれる学生がいるのは、うれしいことです。ICJがコソボに関する勧告的意見で何か結論を出してくれれば議論が進んだと思いますが、あの問題に答えるのはICJでも大変難しかったと思います。コソボに自決権がないといってもだめだし、あるといったらとんでもないことになる。アフリカから東欧へと問題が進んできましたが、少なくとも僕が始めた頃の自決権の研究では、外的自決権を実現する枠組みとして国家を考えていました。自決権を考える時には国家の枠を考えざるをえなかったのですが、古典的なスターリン主義的な発想というか、国家の考え方が理念的にすぎました。社会主義が真の民主主義を実現するとか、アジア、アフリカの民族解放を通じて、民族民主国家が実現するとか、自決権を通じて民主主義国家ができるんだと、現実にこれらの国がどうなっているかをあまり検討せず考えていた。本当のマルクス主義というよりは、現実社会主義のブ

リズムを通じて見たマルクス主義で、国家像の理解が教条主義的でした。それが現実の動きを見ると、実はそうでなかったのではないか。そういうところをもう少し批判的に見る必要があるのではないか。ソ連がコケた時に、稲子恒夫先生の記念論集に書いた『ソビエト国際法』の終焉』という論文で、ちょっとそういうことを書いたことがあります。

小畑郁さんには、自決権で主権を裏打ちするという考え方は「臨界点を抱えている」と批判されます。これからは人権でいかないといけないというわけです。確かに自決権論が人権論と、必ずしもつながらずに議論されてきたというのは、かなり早い段階で田畑先生が批判されていますが、両者の関係の中身の議論には入っておられないわけで、今であれば、本当はそれを考えなければいけない。

葉師寺 「友好関係原則宣言」についての論文を書かれた時に、内的自決権の手がかりとなる規定にふれられていますね。参政権にも連なる「すべての人民を代表する政府」という、その点は論文の中で意識して書かれていたと思うんですが。

松井 最近、民主主義の普遍化で、民主的統治への権利ができてきているという、トマス・フランクの議論が改めて注目されていますね。ところが、あれは結論的には西欧的民主主義を世界的に広げていくことを下支えするような議論になっています。これとの関連で、スーザン・マークスを読んだことがある？ケンブリッジの女性研究者ですが、2000年頃、『すべての憲法の謎』という本を書いて、世界法学会の報告準備で読んでみんですが、マルクスを縦横に使って、民主的統治への権利という考え方のイデオロギー批判をしているんです。現存社会主義国がコケた後で、西欧の学界で社会科学的な理論を使って国際法現象に原理的にアプローチしようという流れが出てきたのは面白いと思います。彼女はその後編著で、『左翼からみた国際法』という本を出していて、彼女の場合はイデオロギー批判が中心ですが、イデオロギー批判を押さえた上でもう一回自決権に帰る、これはできればぜひやりたいことですね。

葉師寺 人権との関連が出てくると思うけど、徳川さんから何か。

徳川 初期の頃、先生が民族自決権ということを議論された時にその一方で、「国際法解釈論批判」において、「国際法」への「立法過程論」の導入ということを指摘しておられます。その視点から民族自決権を追い続けられておられるという感じがするんですが、「試練に立つ自決権」において、90年代、社会主義諸国の崩壊、途上国の国際社会における影響力の低下という国際社会の構造変化の中で自決権というのが王道を走っていた時代ではなくなり、まさに試練に立たされてきたことを指摘しておられます。90年代以降のグローバリゼーションが、国家主権を変容させ、再検討を迫られている一方、従来の「主権・自決権アプローチ」から、いわゆる「人権アプローチ」への転換が求められるとする批判に十分頷けるものがあると述べておられます。現代では人権概念が強調され、人権保障の推進の担い手という文脈で登場してくるのが、NGOとか国際機関になり、とりわけNGOが強調されてきました。NGOというファクターが国際法上の「立法過程」に「主役」として登場していく流れとなるならば、まさに国際法は大きな構造転換を果たしていくことになるのではないかと。となると、この民族自決権の「試練の時期」は逆に「新しい夜明け」を迎える契機となるかと、素人は単純にイメージすることになるわけですが、先生は国連の活動、NGOの活動にのみ依拠して国際法が今後展開されていくとなると、「主権」「自決権」の問題が「過去のもの」とされてしまう危険性を孕むと指摘しておられます。しかし人権の国際的保障は、国連が「人権の主流化」を主張するようになり、現代国際社会においての不可欠の問題としてとらえられています。こうした国際的な状況の中で、国際機関は、人権の問題をあらゆる場面で取り上げ、その実現を行うようになり、また個人は自らの権利を国際実施過程の中で直接的あるいは間接的な手段を通じて実現していくようになっていきます。ただ、個人がある国際実施過程の中で、どうあるべきか、さらには国際実施過程そのものをとっていても実施機関の政治性の



問題、裁判官と機関の正統性の問題が、そこには依然として残ることになります。こうした国際的な権利実現・救済過程の中で個人が登場することになってきた一方で、国際法、ここでは人権条約の立法過程では人権の主体であるはずの個人が出てこないという問題が出てきます。そのため個人に代わるものとして NGO の役割論が90年代から出てきています。こうしてみると、国際法の立法過程とのかかわりにおいて、NGO がどのような意味を持つか問題になってきているのではないか。そのあたりをお聞きできればと思います。先生が指摘されておられるのは、国際機関も、NGO も、立法過程に直接関与しない。関与できたとしても、どこかで第一次国際法主体である国家の意思が介在すると。そのため国際法の立法過程においては、たとえ人権の主流化の流れといえども、すべて人権という個人の権利によって把握し、NGO に代わりを当たらせるのは難しい側面があるのではないかと受け止めたのですが。

松井 国際法を変える、個人の法的地位を高める、環境保護を進めるとか、現在の国際社会では国家だけでは解決困難な問題が多いのは明確ですが、しかし基本は国家なので、国家を変えずして理想とするような新しい法制度をつくっていくとか、それを有効に働かせるというのは、土台無理があると考えています。NGO は大事だし、国際機構も大事だし、個人の運動も大事なんだけど、運動が向けられるべき方向の一つが主権国家を変えることではないでしょうか。NGO に国際会議でオブザーバー資格を認めるとか、国連の委員会で発言を認めるのは国家代表が決めることなので、国を変えることが国際法を変えるポイントになるのではないかと。昔から、そういった問題意識はあったつもりですが、世界法学会で『世界政府の思想』の刊行60周年ということで報告をさせてもらって、今それを論文にする仕事をしているのですが、最後は田畑先生の「主権の担い手」論を深めていく必要がありますねという結論に至ることは決まっているんですが、結論に至る過程で、国家の役割をもう少し考えてみたいと思っています。

葉師寺 人権論について、もう一つ伺いたいのは、先生はいち早く発展の権利、人権の不可分性に着目されて論文を出されてきました。当時日本では、これらの点に触れられた方は少ないのですが、発展の権利についての論文は、先生の研究分野の中で、どういう位置づけになるのでしょうか。

松井 直接のきっかけは留学だと思います。ヨーロッパだと元の植民地からの情報は早く入りますし、ヨーロッパの「古典的な」学者でもアフリカとかの問題には関心を持っている人がけっこう多くて、日本では手に入らないような論文がチラチラ目についたりしました。社会権と自由権の不可分の関係とか、とりわけアフリカ諸国からはまだまとまった形ではなかったと思いますが、当時から「新しい人権」に関連する議論が出てきていました。当時は論文にまとめるつもりはなくて、関心がある時に人の論文を読んだり、ブラウンリー（先年亡くなった英国の国際法学者で、留学ではお世話になりました）さんとも議論したことがあったと思います。そういう問題意識をある程度持って帰国した後、長谷川正安先生が公法学研究の叢書を企画されて、2巻くらい法律文化社から出したと思います。その中の『公法学研究1 現代人権論』に書けといわれて、留学中に勉強してきたものを手掛かりに、「人権の国際的保護への新しいアプローチ」という題の論文を書きました。ここで総会決議の32/130を材料にして、途上国の人権主張をまとめたことが、こういう勉強を始めるきっかけだったと思います。この決議を『国際人権条約・宣言集』に入れようと思ったら、田畑先生は、僕はあの決議は嫌いだとおっしゃって、沙汰やみになったことがあったと思います。

西村 私からは、立命館大学に赴任される前、すなわち名古屋大学時代のお話をお伺いしたいと思います。先生は1967年から2004年に立命館大学に赴任されるまで長く名古屋大学で国際法の研究・教育に携われました。私は、80年代後半から90年代にかけて学部と大学院で国際法を教えていただきました。ちょうどその時期、先生は法学部長という重責を担われ

ておられましたが、そのようなお忙しい中、『法律時報』の中で「湾岸戦争、国際法および国際連合」という論文を書かれました。この論文は野呂栄太郎賞を受賞され、その後『湾岸戦争と国際連合』として出版されました。名古屋大学では、かなり前から公法研究者を中心に民科の研究活動が盛んだったと聞いています。私が知らない1960年代、70年代の話も含めて、当時のお話を教えて下さい。

松井 名古屋大学への就職は67年で、この時はドクターコース中退で行ったんです。どういう仕掛けか知りませんが、ドクターコースを終われば助教だか、途中だから、ということで1年間、助手で、そのかわり、大学には来なくていいといってもらいました。京都の大学院の研究室に居座って、1年間、よく勉強できました。ただし後から気がつく、名古屋大学に東大から来る人は大学院の途中からすぐ助教になる。ある人事のときに気がついて教授会で発言したら、満場シーンとなっちゃった。当該の人事をつぶすつもりはなかったので、「それはおかしいので、これからはどこの大学の大学院途中でも助教でとりますよね」と確認して終わったのですが、結論的にはこれでよかった、1年間、完全に勉強できましたから。大学院の時に勉強したものを論文にまとめる仕事できたのが、この段階です。68年、本格的に赴任した頃から民科で70年安保の共同研究が始まりまして、名古屋民科は共同研究の一つの中心だったので、いやがおうでも巻き込まれるということになりました。例の「電話帳」〔民主主義科学者協会法律部会編『安保条約：その批判的検討』（日本評論社、1969年）〕がこの時に一つ出て、沖縄返還のときにもう一つ。共同研究でその一部に入れていただいたことで、学生の時に安保闘争を経験しながらあまり本格的に勉強していなかったのを、安全保障の問題を考えざるをえなくなったことが、この問題とのつきあいの始まりだろうと思います。民科の共同研究ですから国内法のいろんな分野の人と議論する、とりわけ名古屋には長谷川先生がおられたこともあって憲法の人たちとの議論は役に立ちました。国際法と国内法の関係

を無味乾燥な一元論とか二元論でやるのではなく、現実の働きの中でとらえなければいけないということは、この時に勉強したような気がします。

ベトナム戦争の時には、どちらかという自決権の角度から見たのですが、湾岸戦争の時は集団安全保障の角度から見ることになりました。これは確か本のはしがきに書いたと思いますが、最初は大げさにいえば感動した。侵略行為があって国連が直ちに憲章に書いてある通りの反応をして、安全保障理事会では経済的な強制措置を発動するという一方で、冷戦終結後、国連もなかなかやるようになったと思いました。それで関心を持っていたんですか、途中からおかしくなります。これはおかしいのではないかと、安保理決議が出るたびに、関連資料を見たりすることを始めていました。西村さんがいわれたように学部長の頃で忙しい、国際開発研究科をつくらうという話があって結構忙しいことは忙しかったんですが、それでも今の大学の忙しさに比べればはるかにマシだった。週末は会議とか出張がない限りは、一応、使えましたから、週末に勉強する。少なくとも、酒を飲まない時は勉強をした。暇をみつくてある程度は勉強できたということで、それができにくい今の研究者は大変だとつくづく思います。

葉師寺 これを書かれる一つの契機になったのは安保理による授權決議でしょうか。私は当時、ジュネーブへ留学して、当日博物館にいたら職員が急にいなくなって、何が起こったのかと思ったら、戦闘が始まった。国連の決議が、まがりなりにも出たのが、これが最後で、アフガンにしても、イラクにしても、その後、決議は出ずに、論拠づけも、時には自衛権でも無理だということで、だんだん武力行使の弛緩現象が生じてきました。アフガンの時ですか、国際法学者の決議がありましたね。イギリスでもあったと思います。その中で国連の動きとともに、自衛権論に対する批判を積極的にかつ理論的に展開されたという点で、先生の議論は、おそらく日本の先駆的議論だったと思います。これについ

て当時の風潮と、これについて書かなければならないという点について  
どういう風にお考えだったのでしょうか。

松井 安保の頃から、武力行使とか集団安全保障ということは問題意識としてはずっとあったと思いますけれど、本格的にやったのは湾岸戦争の時ですね。そしてその後、一方的な武力行使の事例が積み上げられて、これはかなり危機感を覚えることです。僕の問題意識は現実の事件から入ることが多いので、湾岸の時には安保理の授權決議、コソボの時は人道的干渉、アフガニスタンでは自衛権、次のイラクの時はもっとわけがわからなくなりますよね。そういう時に正当性論拠に使われた考え方や制度などを、当該の事件を手掛かりにして考えてみようというやり方で、論文を書いてきました。そういう時に依頼を受けた原稿でも、多少は調べて、ちゃんとした話をしようと考えてまとめてきたので、今から考えるとテーマを一つずつ潰していったことになります。そういうわけで、武力行使禁止関係のことも時間があれば、まとめたいと思っているんですが。

薬師寺 先生の論文は、どの分野もそうなんですが、飛び飛びで書いているようで、必ず全体がつながって一つの大きな本になっていくような印象を強く受けるんですが。ご自分では、かなり意識をされて書かれているのでしょうか？

松井 現実の現象を追っていったら、現象ごとにポイントが違うので、違う問題について論文を書くことになったという側面の方が多いと思いますけどね。後から考える、まとめる手掛かりは、つくってあるかなと思います。もっとも、時事問題から入ると後日談がかならずあって、現状では当時の話は通用しないということがあります。湾岸戦争の時には、「授權方式は憲章に根拠がないから違法、無効だ」と勇ましくやったのですが、その後、授權のケースは多数出ていますので、今の段階ではそう簡単にはいえないので、もう一步下がって、何とか歯止めをかける議論を考えないといかんと思います。現実におきた事件を手掛かりに始め

ると、議論が空理空論に走らないといういい側面もあるけれども、かなり急速に時代遅れになる側面もあって、ちょっと難しいところがありますね。

西村 それでは最新の著書である『国際環境法の基本原則』について伺わせて下さい。「まえがき」にもありますように、この本は単に国際環境法の教科書にはとどまらないように思われます。つまり、問題関心から他の国際環境法の研究者と異なっているように感じるのは、まさに「国際環境法について一言申し上げたい気分になってきた」と書かれていますように、国際法プロパーの立場から国際環境法にアプローチしている点が強調されているように思います。それはこの教科書の英文のタイトルが、International Environmental Law ではなく、International Law of the Environment となっている点にも現れているように思います。この教科書を執筆されるに至った背景やこの教科書を通じて伝えたかったことなどについて教えて下さい。

松井 他のテーマでも具体的に取り上げる前に、ある程度の問題意識があったのですが、国際環境法についても国際法協会（ILA）の持続可能な発展の法的側面委員会に入っていたこともあるのですが、それにプラス、人権にせよ環境にせよ、経済もそうですが、だんだん国際法が個別分野に分かれてくると、各々の分野独自で議論は深まっていくのだけど、木を見て森を見なくなる雰囲気があって、特に人権と環境はその雰囲気が強いと感じていました。各々の議論は必要で重要なことであるし、理論的にも面白い問題提起が含まれていて賛成なんだけど、国際法論一般から考えるとそこまで言えるのかなということが結構あって、何とかしなければという意識があったのは確かです。というわけで、英文タイトルの趣旨は西村さんのご推測のとおりです。ただ具体的にいうと、立命館に呼んでいただいた時、赴任が近くなった段階で、事務経路で「国際環境法の講義をしてください」という話があった。ところが、事前に「国際環境法をやれ」と聞いた記憶がないんですよ。薬師寺さんと話を

する時には、大体2回に1回は酒を飲んでいるので、酒飲んだ時に話を聴いて忘れていた可能性もある。講義は後期だったから、それから勉強を始めました。最初の年はサンズとポイルの2冊の教科書で講義をやったと記憶します。本にも書きましたが、学生から質問があっても答えられなくて、もう少し勉強してみるといった経験を経て、いろいろ気になる議論があるからもうちょっと勉強してみたいな、という気になりました。もともと東信堂の下田社長に「体系書を書け」と何度かすすめてもらって、できれば書きたいと思っていたのですが、まとまった時間がとれないということもあって、それにつながるような勉強をするきっかけにもなるかなとも思いました。もともと国際環境法については個別の制度は知らないので基本原則でないと書けませんが、基本原則の議論なら体系書につながる形でできるかなと思って始めたのです。もっとも、純粋の体系書では出版社に引受けてもらいにくいので、教科書にも使えるようなものにする。教科書としては値段も高いし、難しいということで、学生には気の毒だということはあると思いますが。

西村 この本が日本の他の教科書と違う点は、国際法の法源（成立形式）の問題や主体性の議論など、国際法の授業を受けていない学生にとっても、一般国際法の理解を助ける内容が盛り込まれているところだと思います。これはサンズ（International Environmental Law, Cambridge, 2003）をはじめとして、欧米の教科書では取り入れられている手法ですが、その分ボリュームも増えて中身も重厚になりますね。ただ、この一冊で国際環境法の授業を十分進められると思います。先生は、国際法の教科書であるSシリーズ『国際法（新版）』（1993年・有斐閣）の中でもいち早く、環境問題に関する章を独立して立てておられます。私には、このころから環境保護に関する国際法にご関心があったのではないかとと思われるのですが。

松井 この章はぼくのイニシアチブというよりは皆で議論して入れたもので、そういう議論をしていたから、環境問題の重要性について問題意識

を持ったことはあると思います。

西村 Sシリーズも国際環境法を国際法プロパーの立場からアプローチするところから始まったと思いますが、特に「発展の権利」という人権論との関係と国際環境問題との結びつきがあるのではないかと考えています。「貿易と環境」は、国際環境法研究者も関心を持っていますが、「人権と環境」の問題は「持続可能な発展」との関係でも、重要なファクターだと思いますが。

松井 出発点はポイルなどが編集して1996年に出た、Human Rights Approaches to Environmental Protection。それはたまたま買ってそれが出発点で考えたんですが、ヨーロッパ人権裁判所の判例があったりしているんな人が議論しているので、これはなかなか面白いと思いました。

徳川 環境と人権の関わりについては、国際法の分野において近年注目されているところでもあり、私も論文で若干取り上げたことがあるのですが、私のような技術的な問題に小さくした見方とは異なり、国際法のプロパー・全体の枠組みから先生はみておられるように思われまして、そう考えた場合先生がこれまで研究してこられた自決権との関係で環境の問題が出てくるなと思われるのです。現代国際法の軌跡とのかかわりあいの中での関心をお持ちだと思ったのですが。その意味で現代国際法の構造解析との関係で、人権と環境をとらえられているのかなと。現状では「人権・民主主義・市場経済」の三位一体の世界秩序再編があって、その中で環境が全地球規模の問題として出てくる。それは、いわゆる西欧型人権観への転換への材料ともなってくる。こうした文脈の中で、人権と環境は、まさしく国際社会の舞台に登場してきている。これが市場経済の発展の中で、今の世界秩序の再編、グローバル化の問題になる。ただ市場経済の中に途上国も取り込んでいくという考え方は、その一方で環境破壊をもたらしていくという文脈でとらえた場合、それは世界秩序再編に対する批判材料の一つとしてもなりえ、先生は「主権」「自決権」という議論を「過去のもの」にする材料として「地球規



模の問題」としての「環境の問題」が浮上していることを若干示唆しておられるのかなと思ったりしていました。そのことから自決権とのかかわりの中で環境を構造問題の中でとらえられているのかなと思って拝読させていただいたんですが。

松井 自決権を直接結びつけて議論しようとは考えなかったですが、自決権も30年くらいやってきているので、そういう問題意識が底流にあっていろいろ問題にアプローチしているのは確かです。環境破壊によって個人の人権が損傷されることに対する抵抗の武器としては人権論は不可欠なんだけれども、人権論だけでは国は変わらない。環境破壊は体制の問題と結びついているから、そっちの問題も考えないといけないと思います。

徳川 一般的な国際環境法ではなく、国際法からの環境にアプローチする形をとられているのかなと。先ほどの国際環境法のテキストのお話にし戻るのですが、「環境破壊」が体制の問題と結びついているから、そっちの問題も考えるという今のご指摘もそうなのですが、「人権論」そのものも一貫して構造的アプローチをしてきておられるなど。「立法過程論」を国際法に導入しなくてはならないというご指摘から国際法の基盤である国際社会の構造をつまびらかにする中で、国際法の過去・現在が体系的に見えてくるように思われます。現実の問題をつぶさに分析される中に構造的アプローチという視点を貫徹されたことで生々流転する有機体としての国際法の物語が見えてくる。国際法に何ができたか、できなかったか、さらには何をなすべきかの方向性さえも占える。国際法へのアプローチの姿勢という部分で学ばせていただいたことを伝えていかなければならないなと思います。

西村 『国際環境法の基本原則』は、教科書として使われることが多いと思いますが、条約交渉などで、NGO が台頭していく中、環境問題に携わる方々と話をしていると、環境条約の内容は詳しいのですが、国際法一般の視点が抜けてしまうというか、薄くなってしまふと感ずることが

あります。その意味では、国際環境法の体系書として、学生だけではなく、NGOを初めとした市民レベルでも、ぜひ読んでほしいと思います。

薬師寺 国家責任論についても一言お願いします。一つは1930年代の法典編纂に出た、外国人の待遇と密接に結びついた国家責任論、「国際標準主義」と「国内標準主義」の対立の中で破綻を来すわけですが、2年ほどおいて『国際法外交雑誌』に、ILCにおける根本的な転換、一言でいえば第二次規則に当たる国家責任だけをという、この面を積極的に評価されていますよね。従来ですと、第一次規則に入る外国人の取扱いの問題と国家責任固有の問題とがセットになっていたのですが、特別報告者アゴーのもとで、第二次世界大戦後の平和の問題、自決権の問題を含めて国際義務一般の違反が対象とならざるをえなくなった状況を法典化に反映せざるをえなくなった、国家責任論は国家責任の第二次規則への純化という道を必然的にとらざるをえなかったという主張を展開されておられますね。この論文が国家責任論としては最初のものになるのですか。

松井 1990年の『国際法外交雑誌』(89巻1号)に載った「伝統的国際法における国家責任法の性格」、副題が「国家責任法の転換(1)」、これが論文として出した最初だと思います。

薬師寺 93年に英文でまとめて1本にされたものを出されましたね。テッサロニキでの講義が基になった論文ですね。もう一つ対抗措置論について書かれておられますね。この二つの問題意識は、少し違うんですか？

松井 そうですね。この問題も問題意識としては前から持っていたのですが、表面に現れるきっかけは極めて具体的でして、テッサロニキ大学で夏期セミナーをやっていて、ハーグアカデミーを狙っていると思いますが、その夏期講座のカリキュラムを編成する委員会に小田滋先生が入っておられて、「たまには日本からも出せ」といわれて「国家責任論」のテーマの時、日本で何人かの可能性のある人に声をかけていただいた中で、僕が手を上げたのでやることになったというのがきっかけなんです。論文としては英文の方が先にでて、それに手を入れて日本語にして

3本に分かれて出ています。一つは先にお話しした90年、大分間があいで同じ論文の(2)(91巻4号)が出て、その間の時期を扱ったものを山手治之先生の記念論文集に出したという経過です。問題意識の出発点ははっきりしてしまっていて、田畑先生の「外交的保護の機能変化」、一世を風儀した論文で、感激して読みました。古典的マルクス主義の言葉でいえば、国際法上の制度に対する下部構造の影響を解明するものですが、あの論文では田畑先生は外交的保護の国家的性格の根拠を重商主義に求められました。重商主義は歴史的に変わっていくわけで、その後、どうなったのかなという疑問を持っていて、田畑先生のヒアリングの時に聞いてみたのです。お答えは「一旦成立した制度は基礎から離れて一人歩きする傾向があるが、それだけで十分かどうか、もうちょっと考えてみる必要があるね」ということでした。そこで、もうちょっと考えましようという問題意識は持っていたのです。勉強する前の勘ですと、資本主義国家の性格で、古典的マルクス主義では国家は総資本の利益を代表すると理解するので、個別資本の利益は総資本の利益と矛盾すれば切り捨てられるのではないかという問題意識があったんです。外交的保護権が国家の権利だったとすれば、私人の請求を取り上げるかどうかはすべて国が判断できる。対外進出した資本が総資本の立場で擁護するべきものならば擁護するし、個別資本が勝手なことをやったら総資本が迷惑することはありうるわけで、その時には保護しないという選択肢を国が持たざるだろうという勘があって、調べていたんです。その問題意識が、この仕事に役に立ったのだらうと思います。前半の転換の(1)の方はかなりその線で議論して、今だと資料がたくさん手に入るので小畑さんは克明にやっておられて、資料のフォローではとても追いつけないですが、基本的な枠組みとしてはそんなに違ってはいないのではないかと考えています。

国家責任法は、外国人の保護と不可分の関係で発達してくるわけですね。国際社会が多様化して資本主義国だけが構成員ではなくなる段階で

は、伝統的国際法のままの形では維持できなくなるだろうという、これまた勘があって、それが(2)の議論です。その中間に当たる1930年の国際連盟法典編纂会議のことを調べて面白かったのは、外国人の地位とかかわる問題については、散々チャンチャンパラパラがあって、全く意見がまとまらない。ところがあとの言葉でいえば、二次規則にあたる部分については比較的容易に合意ができていますね。これはあまり指摘する人がなかったと思います。30年会議の経過を分析してみると、国際法委員会(ILC)が国家責任法の法典化作業を二次規則に絞る選択をしたのは、単にアゴアの主義だけではなく、相当程度、必然的なものがあったのだらうと考えました。つまり合意をしようと思えば、一次規則は切り離して国家責任論プロパーに絞らないとできないという、当時のILCの考えは間違っていなかったということですね。

薬師寺 その意味では、後半、論文の中でアマドールの位置づけについては、これも独特の性格づけをなされていますね。

松井 アマドールの案は「人権標準主義」を掲げて進歩的すぎたから潰れたという評価が一般的ですが、僕は彼の案は人権の議論が入っているけれども、本質は古典的な考えとあまり変わっていないと思う。誰か外国人の学者でそれを指摘している人があって、僕が気がついたというより、「そういえば、そうだな」ということで飛びついたので、日本の一般的な評価とは違うんです。

薬師寺 先生の、もう一つの大きな柱は、日本の国際法史の研究、最初に読んで感銘を受けたのは『科学と思想』に書かれた「近代日本と国際法」でした。国際法について日本が歩んできた道、国際法の受容、日本の不平等条約の改正の後、侵略へと進む過程も分析されました。同時に書かれた時期は前後しますが、戦後の日本の位置づけについているんな形で論文にされていった。国際法の研究対象としての日本、単に制度とか、受け入れたということだけでなく国際法学者のそれに対するアプローチも分析されておられます。ここでの関心と、今まで書かれたもの

から、現在日本の国際的地位について、どのようにお考えでしょうか。

松井 とっかかりの話は簡単にできると思います。名古屋に赴任した直後に民科の共同研究に参加をして、そういう議論をベースにして安保体制の本を書けという話があったんです。大変不十分な形で『現代日本の国際関係』という、1978年の本になったのですが、その勉強を始める時に現代の日本をやるなら近代からやらないといかんとって、開国から条約改正の頃のことを調べたら、面白いこともあるし問題点も多い。勉強していくと、安保体制の序論のところにおさめることはできないということで、別に手元に置いていたのです。ところが、当時の名古屋大学法学部に守本順一郎という東洋政治思想史の大先生がおられました。後から思いおこすと守本先生か、先生が紹介された方が、『科学と思想』に論文を書かれることになっていたのが、何かの都合で穴を空けられたのではないかと思うんです。「誰か、書く奴はおらんか」とおっしゃいまして、「こういう原稿を持っているんですが」というと、「それでええよ」とおっしゃって、それで雑誌に載りました。守本先生は「まだ甘い」といわれたのだけど、残念ながらどう「甘い」か、内容的批判を伺う機会はなかったのです。こういうきっかけでこの論文を書いたところ、それを見られた東大社研におられた日本近代法史の福島正夫先生が「条約改正のことを書け」といわれて『日本近代法体系の形成(下)』の本の中で条約改正のことをまとめて書きました。近代日本と国際法のかかわりの出発点に関する勉強をここでやったということなんですね。東大社研の共同研究で「満州事変」のことをやったり、国際法学会のテーマで「大東亜戦争」のことをやったり、飛び飛びにやって、間が何力所か空いているので、認知症が進むまでにどこまでできるか分かりませんが、穴を埋めることができれば本にしたいと思っています。

ところで、薬師寺さんのご質問にあった日本の現在の国際的地位についてですが、正直に言って安保体制の問題は自分の内発的な問題関心からというよりは、先にも言いましたように民科の共同研究に参加して取

り上げることになったもので、そのような機会がなくなった1990年代の初め頃からはご無沙汰が続いてきました。しかし、その後国連の平和維持活動への参加ということで自衛隊の海外派遣が続いてきたし、集团的自衛権行使という議論さえ本格的に登場しています。こうした状況には、憲法制定の頃に物心が付いた、いわば憲法第一世代の老人として危機感を覚えざるを得ないのですが、動きの速い問題に20年もご無沙汰していると今から追いつくのは至難で、このような問題を取り上げる若手研究者が出てこないものかと、いささか無責任ですがそう考えている次第です。先だって話題となった「密約」問題を見ても、ぼくたちが民科でやってきた安保体制分析はけっして間違っていないかと思うだけに、一層強くそのことを感じます。

葉師寺 幕末の開国、条約改正、やがて日本が軍国主義化していき、大東亜共栄圏、第二次世界大戦へと突き進む過程についてふれられ、戦後史は、基本的にはアメリカの占領から始まって、安保体制、経済のことまで書かれていますね。

松井 経済はある意味では、長谷川先生への批判なんですね。長谷川先生の安保法体系論は軍事を中心にやっておられて、軍事の分野では当時の日米関係が最も典型的に現れますから、日本法の国際的条件を勉強するという意味では安保法体系論が出発点になりますが、70年代からはそれだけではだめで、経済分野における日本の地位も考えないといけないという問題意識もありました。

葉師寺 条約を通じて日本がどのように変化していつているかを分析されました。

松井 今でも役に立っているのは多数国間条約と二国間条約のうちの国会承認条約の比率の表で、Sシリーズ『国際法』に引き継いでもらっていて、今でも使っているのはあれくらいではないかと思えますけど。

葉師寺 それまでは憲法でいえば、すべての条約は承認されているはずだという前提のもとで、実際調べると、簡略形式の条約が圧倒的に多いと

いう実態でしたね。

西村 さて総括的に国際法の構造転換についてもお伺いしたいのですが、冷戦構造が崩壊し、社会主義国が次々と姿を消していきました。また、多くの発展途上国が WTO への加盟を果たし、自由貿易体制の中に組み込まれています。このようなグローバル化してきた国際社会を現代国際法の構造転換の枠内で見た時に、今後の国際社会の法的枠組をどう展望していけばいいのか？より具体的には、現代国際法はさらに構造転換していると言えるのか？この点について、現在の先生のご見解をお聞かせいただけたらと思います。あるいは、若い世代にこのような観点で研究を発展させたらいいのではないかというご示唆をいただけると幸いです。

徳川 「社会科学として国際法学」の中でも指摘しておられることですが、国際法学の方法論のところ、ケルゼンを乗り越え、国内法モデルを否定して、国際社会独自の権力構造を明らかにしようとする動きの代表的な学者としては、モーゲンソーとシュミットがいたわけですが、そこでシュミットらのかかえていた限界性を、日本の国際法学は、社会科学としての分野として乗り越えようとしてきたと書いておられます。そこを構造論の問題で議論されていて、伝統的国際法から現代国際法への変化のメルクマールを、田畑茂二郎先生は国際法の妥当基盤である国際社会の構造変化に着目してみてもらえ、石本泰雄先生は戦争違法化に伴う国際法の規範論理構造の転換という形で変化を求められています。その部分は先生の研究部分では、どう展開されているのか。その大きな一つのメルクマークとしては民族自決権だととらえられていると、論文を読んで感じたのですが。

松井 構造転換論は、僕らが国際法の勉強を始めるもう少し前から本格的に始まっていたと思います。この議論には田畑先生を中心とする議論と、祖川、石本両先生の議論と2本があって、両方の合体で転換論が進んだと思います。どちらかではなく両方踏まえて考えないといけないと、藤

田さんが早い段階から指摘しておられ、僕もそういうスタンスで見てきたのです。田畑先生の場合は国際社会の構造変化を重視されたのに対して、国際法の規範論理構造のレベルでは戦争の違法化が重視され、祖川・石本ラインの重点はそこにありました。自決権の議論は初期の段階では入っていなかった。もう少し議論が進んだ段階では石本先生が自決権、人権についての議論を転換論に導入されました。伝統的国際法では西欧的な国家構造を持っていない国は国際法主体として認められなかったのが、すべての国が平等に国際法主体として認められるようになるのは自決権の確立を契機としてで、自決権の問題も構造展開論に入れないといかんね、というわけです。

もう少し後になって、国家責任論を勉強していく過程で、国際社会の一般的利益という考え方も構造転換論に位置づけて考えないといけないうらうと思うようになりました。それが最近の新しい問題意識の一つでもあるのですが。これはまだ未処理で、皆さんと一緒に考えないといけませんね、

それを踏まえて現代的な問題意識でいうと、田畑先生の『世界政府の思想』60周年で世界法学会の報告を頼まれて、冷戦期にはほとんど無視されていた世界政府論が、冷戦終結後は再興しているだろうという、これも全くの勘で始めたのです。再興した世界政府論に田畑国際法論を手掛かりにして、どのように批判的にアプローチできるかという問題意識です。ところが、「世界法」の議論が冷戦終結後広がっているのは確かです。去年薬師寺さんが取り上げたハロルド・パーマンの「世界法」とか、同じアメリカの政治哲学者ロールズの作品で、日本でも翻訳が出て注目を浴びた『万民の法』とかがありますが、これらは類似の言葉を使いながら伝統的な世界政府論とはかなり違っているようです。

他方で、伝統的な世界政府論も生き残っていますが、これも田畑先生が議論された頃とは相当様変わりをしています。当時の世界政府論は現状批判として、集団安全保障批判などいくつかの点で大変鋭い指摘をし



ています。抽象的な主権理解ではだめだというのが田畑先生の批判のポイントだったと思いますが、世界政府論には現状批判の要素が多少なりともあった。ところが昔の系譜を引く現代の世界政府論は、経済でこれだけグローバル化が進んだから、政治もそれについていけないといけないう議論で、現状批判のスタンスが全くなくなっているんですね。スーザン・マークスの論文を読んで今度初めて気づいたのですが、フランシス・フクヤマの「歴史の終わり」の議論とそっくりなんです。そうすると現行の世界秩序への批判を含めながら、グローバル化が引き起こしたさまざまな課題にどう対処していくかというので支持を集めている議論としては、かつての世界政府論のような議論よりもグローバル・ガバナンス論の方が、今、主流になってきたのだらうかと思います。

それでは田畑先生に帰ってこないのが、困っているときにヒントをくれたのが名古屋の国際政治学の定形衛さんです。彼に色々参考文献を教えてもらったのですが、彼のメールに「グローバル・ガバナンスの議論には権力論がない」とありました。「あ、そうか」とひらめいた。国際関係におけるアクターがいろいろ登場して、国家だけではなくて、国際機構や企業も個人も出てくると、国家は一つのアクターであることは否定されませんが、水増しされてワン・オブ・ゼムになってしまう。権力論が後退するくらいは否定できません。というふうに見てきて、経済学者のガバナンス論を読んでいると、多数派ではないが、国家は今でも不可欠だという議論をやっている人がないわけではない。左翼の人だけではなくて、オーソドックスなグローバル化研究者の経済学者でも、そういう議論をしている人もいますので、それを手掛かりにして、グローバル化を進めてきたのも国家だから、したがってグローバル化を規制するのも、国家だけではできないが国家が役割を果たす局面もあるだろうと考えました。どうやって国家が役割を果たせるかということ、これで田畑先生がおっしゃった「主権の担い手」論を考

えないといけないという線で、田畑先生の『世界政府の思想』に無事に戻れそうだというのが、世界法学会の報告を論文にしている最後の締めの部分の予定なのです。

葉師寺 60年代以降の構造転換論では先ず国際社会の構成の変化が指摘されます。伝統的国際法をつくってきた資本主義国、ヨーロッパ列強が中心だった時代が終わり、ひとつは社会主義陣営が第二次大戦後複数化する。もう一つは植民地からの独立。異質の国家群からなる国際社会が生まれました。このことを背景にして、規範構造にも変化が生じた。戦争の違法化、自決権、人権などはその典型といえますが、世界政府、コミュニティ・オリエンティッド・アプローチ、国際公益といった国際社会の組織化も議論の射程にあったと思います。ソ連・東欧ブロックの崩壊の後にグローバリゼーションが進展して、単にアメリカだけではないでしょうが、EUの地域的拡大もあって、市場経済、資本主義経済の新たな段階ととらえていくのか、その時の規範の担い手問題も含めて、一時、Sシリーズで時代区分の新たな画期を置くかという議論をやったことがありましたね。

松井 次の段階を考えないといけないということで、4版の時から議論を始めましたね。けれどもその時には結論が出なくて、5版の準備の過程ではグローバリゼーションで何か考えられるかなということまで議論したんだけど、それではグローバリゼーションが国際法にどのような影響を与えているのかというと、そこまで中身は詰まっていない。

西村 現代のグローバリゼーションの段階の下でも主権国家の役割を分析することの重要性は決して小さくないという先生のお立場ですが、この点に関連して先生が書かれたもう一つの特筆すべき教科書として、『国際法から世界を見る』があります。この著者では、いわゆる「市民社会」を含む非国家主体の国際法の形成および実践に対する影響にも着目されています。そして、サブタイトルに示されているように学生というよりもむしろ市民向けに書かれているという点、また「である」調では

なく、「ですます」調で書かれている点など、他の教科書にはないユニークな特徴を持っていると思います。この教科書についても、お作りになられたきっかけなどを含めてご紹介いただければと思います。

松井 『国際法から世界を見る』も、きっかけとしては極めて具体的で、国法協（注：弁護士さんが主体の法律家の NGO で、人権や平和の問題について国際連帯の活動を行っている）で国際法の学習会をやりたいから講師を紹介して欲しいといわれました。当初考えたのは、東京の人を何人が紹介することだったのですが、国法協にはお金がないしただで頼める人はいないので困っていたところ、東信堂の下田社長と名古屋で飲んだ時に、「うちでは国際法に力を入れているが、社員は国際法のことを知らないので、一度うちで国際法の話をやってくれないか」と頼まれた。それで両方の話をドッキングさせて、「国法協の講師はぼくが引き受ける。交通費は東信堂に負担していただいて、謝礼はいらないから、結果を本にして本が売れたら印税をはずんでください」ということにしました。それで始まった連続講座なんです。一般市民も来られましたが平均で十数名、もちろん弁護士主体で、弁護士さんは法律が専門なので、法律プロパーの説明は必要ない。取り上げる問題も国際連帯の活動に熱心な弁護士さんが関心を持つ問題に絞ったんです。そこで本にするときには、市民向けに言葉の説明を入れて「ですます」調にするなどの工夫をしたのですが、内容的には市民向きにはなっていないくて、中村道さんには、面白くてわかりやすかったのは、はしがきだけだと批判されました。教科書として使うなら教養課程の国際法入門だと思いますが、先生がかみ砕いて説明しないと、学生にはわからないだろうと思われます。教科書として考えれば、国際法の成立形式の議論がちゃんとされていないとか、領域論もないとか、いろいろ不備がある。ところがある程度は売れていて、毎年増刷していただくので、できるだけ最新のデータを入れた改定をやらなければならないという思い込みがあります。何分、この本の第2版がでたのは2004年のことで、まだ国際刑事裁判所（ICC）

のローマ規程が発効したばかりのことですから、そろそろ思っていて、今抱えている仕事が一段落したら取りかかる予定でいます。第3版では構成的には教科書に近づけて、内容的にももう少しわかりやすく、市民に近づけたいと思っています。

先にも国際法の基礎になるのは国家で、国家を変えないと国際法も変わらない、そのためには「主権の担い手」が大事だと申しましたが、そうだとすると、市民だって国家に対して一言申し上げるルートがあるわけで、市民が国際問題について正しい認識を持って自覚的に国に働きかける、NGOをつくって国際社会に打って出ることでもできる。そういう市民の力もけっして無視することはできないのですが、そのためには市民が国際問題や国際法について正しい認識を持っていることが必要なので、そのために多少は役立てたいという思いが、この本にはあります。この議論は、現在国際法学会でも進めている国際法教育の話にもつながっていくと思うのです。

葉師寺 国際法教育ということで、一つはロースクール、もう一つは学部、大学院の教育ですね。ロースクール以降、国際法では受講生や若手研究者が減っているのではないかと。このままでいくと日本の国際法学の将来を楽観視できないのではないかと。私たちの頃と違ってきています。

松井 ずいぶん違いますよね。国際法教育の問題に手をつけたきっかけは、国際法学会でロースクールが始まったところに新司法試験で国際法の受験者が少ないので、試験科目から落ちると大変なことになるという「業界的」問題意識で、学会の昼休みにパブリックフォーラムをやることから始めました。その結果、国際関係法教育検討委員会という委員会をつくって、初代の委員長を仰せつかったのですが、司法試験の科目としては何とか残りそうだとということで、この点の危機は遠のいたのですが、むしろ危機的なのは研究者養成ではないかということに気が付きました。アンケートをとって調べてみると、相当すごいことになっていて、研究者養成コースにそれなりの数の大学院生がいるのは東大、京大、早稲田、

東北大に若干、それくらいじゃないですかね。本学でも久しぶりに一人  
在籍しているという寂しい状態なので、何とかしなければいかんという  
のが学会共通の認識だろうと思います。

もう一つはより理論的なレベルの問題で、これだけグローバルイゼー  
ションが進むと、国際法のことをわからずに国内法の解釈、適用、立法  
などを考えられないはずの時代になっていると思うのだけれども、国内  
法の研究者はこのことをあまり考えていない。これは学術会議の「グ  
ローバル化と法」の分科会で議論していて、これと国際法学会での問題  
意識は完全に一致するわけではないが、共通している部分もあるので  
ドッキングさせて、共催でシンポジウムをやろうという企画を考えてい  
ます。その中の一つの柱で、学会として社会連携をもっと進めようとい  
うことがあって、これから国際法を勉強しようという若手に、国際法を  
勉強しているといろいろと将来が広がってくるよという認識を持ってま  
らうためにも、日弁連や外務省と協力したりして社会連携の議論をやっ  
ています。そうなると、今のところ学会の議論はそこまではいいいま  
せんが、市民への働きかけといったことも将来の課題になってくるだろう  
と思っています。

薬師寺 1970年代の頃には学会の中には学生のための講演会など企画を  
もっていた学会がありましたね。ああいう雰囲気は、今なくなっていま  
すね。学生の希望が出てこないこともあるけれど。時代の状況が変わっ  
ていますが若い人たちの関心を引き立てる貢献ができればと思います。

松井 これまでの研究者は研究を中心に考えていたと思うけれども、そう  
じゃなくて、教育の問題も考えないと、研究自体が先に続かないという  
危機的な時代に入ってきています。名古屋大学にいた頃は「研究・教  
育」とっていたのですが、立命に来たら「教育・研究」と順番が逆転  
しました。昔は学界では一般に研究優先で、教育は二次的だったと思う  
のですが、いまや、少なくとも教育と研究とをパラレルに重視しないと  
いけないというのは明確ですね。ぼくの狭い経験でも、ゼミの学生の卒

論を手間暇かけて懇切に指導すると、学問に興味を持ち大学院進学を希望する学生が確実に増えます。もちろん、その中で研究者養成コースに進みたいというのは少数派ですが、いわゆる六法科目と違って国際法では、ロースクールを出て司法試験に合格したものを研究者に育てるという可能性が少ないので、学部段階から意識的に研究者志望の学生を育てる努力が必須と思います。ところが、ロースクールを担当している教員はそちらに大部分の時間を取られて、自分の研究どころか学部の教育にあてることができる時間もほとんどないのが現状で、教員の個人的な努力では限界があり、何らかの制度改革が不可欠と思われます。

薬師寺 長時間にわたり、ありがとうございました。

(このインタビューは2010年12月3日に行われました)